

## 第 1 回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

会議の名称	東大阪市廃棄物減量等推進審議会		
事務局	環境部		
開催日時	令和 2 年 3 月 23 日（月）午前 10 時から午前 11 時 20 分		
開催場所	東大阪市役所本庁舎 18 階大会議室		
出席者	<出席委員：11 名> （委員）小幡委員、内海委員、石川委員、岡本（尚）委員、 裕委員、福本委員、村田委員、西田委員、渡部委員、 栗本委員、青井委員		
	<欠席委員：3 名> （委員）岡本（義）委員、岡崎委員、植田委員		
	<市> 野田市長 <事務局> 千頭環境部長、浅田環境部次長、塚脇環境部次長、 中西循環社会推進課長、生田環境事業課長、大原循環社会推進 課総括主幹、松浦循環社会推進課主査、高部循環社会推進課主 任、伊澤循環社会推進課係員		
傍聴の可否	可	傍聴者数	0 名
概要	<委嘱式> 1. 委嘱状の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員紹介 <会議> 1. 会長の選出 2. 会長あいさつ 3. 副会長の指名 4. 副会長あいさつ 5. 諮問『東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について』 6. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第 6 期）の進捗状況 7. 第 7 期計画策定に向けた基礎調査について 8. その他		
内容	別紙のとおり		
その他	次回開催予定 5 月 25 日（月）		

## 内 容

### <委嘱式>

1. 委嘱状の交付  
市長から各委員へ委嘱状を交付
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介  
事務局から各委員の紹介

### <会議>

1. 会長の選出  
会長は、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第14条第2項に基づき、小幡委員に決定
2. 副会長の指名  
副会長は、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第14条第2項に基づき、内海委員に決定
3. 諮問『東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について』  
市長から会長へ諮問書を交付

<市長が公務により退室>

4. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）の進捗状況  
会長から「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）の進捗状況」について、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料1」を用いて説明

会 長：ただいまの説明について質問はあるか。

A 委員：ごみは市民から出るものと事業者から出るものがある。計画では、家庭系ごみと事業系ごみを合わせて減量目標を立てているが、家庭系ごみと事業系ごみの取組みを同じ扱いにして、目標が達成されるのか疑問である。また、1人当たりの排出量については、例えば事業系ごみには、昼間、市外から人が入ってきて出されたごみも含まれることになる。この辺りをどのように考えていくのか。

会 長：現計画では34ページに、1人1日当たりの家庭系と事業系の排出量が記載されているが、府内での多い順の順位が家庭系は23位、事業系は4位となっている。多い順なので、事業系の方が多ということになるが、事務局ではどのように分析しているのか。

事務局：資料1の数値は、家庭系と事業系を含んだものとなっている。平成30年度の数値でいうと、家庭系、事業系ともに増加をしているという結果になっている。指摘のとおり、家庭系と事業系は明確に分けた上で、それぞれに必要な取組みについて、今後、検討していきたい。

会 長：必要な取組みについては、事業系と家庭系を分けて、今後、議論を進めていくなかで意見を頂ければと思う。また、平成30年度の処理量について、台風等災害ごみの数値を除くことはできないか。

事務局：一定、台風の影響で排出されたごみ量については把握しているが、その他にも家庭ごみや大型ごみでも排出されていると考えられるので、厳密に災害ごみの数値を除いて処理量を算出するのは難しいと考えている。

会 長：平成29年度までは、順調にごみ量は減少しているので、次の計画でどうしていくのかという議論をしていければと思う。他に意見はあるか。

A 委員：最終処分量について、新焼却工場になり焼却灰の量が増加したと説明があった。新炉になれば、焼却効率がよくなり焼却灰の量は減少するのではないか。

事務局：新炉になり、焼却灰の残渣率自体は若干減少している。ただ当初計画を設定した焼却灰の発生率までは減少しなかった。結果として、目標値を達成できなかった。

会 長：他に質問はあるか。なければ議事を進める。

## 5. 第7期計画策定に向けた基礎調査について

会長から「第7期計画策定に向けた基礎調査について」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料2」を用いて説明

会 長：ただいまの説明について質問はあるか。

B 委員：ごみの組成調査について、通常であれば回収されないような異物は調査結果に含まれているのか。私が住んでいるところでは、明らかに異物が含まれて

いるごみ袋はシールが貼られて回収されない。

会 長：家庭ごみの袋の中に異物が入っている場合は、シール貼って持っていかないということか。

B 委員：見た目にも明らかに違うものについてだが。

事務局：今回の調査では、一応、明らかな違反ごみについても調査のため回収したが、調査結果の中には含まれていない。調査結果中の異物については、ごみ袋の中に含まれていたものになる。

B 委員：明らかに違うものについてはどうか。

事務局：それは通常であれば、シールを貼って取り置くことになる。

会 長：他に質問はあるか。

A 委員：最近、リチウムイオン電池が原因の火事が各地で起きていると聞く。今後、ごみ減量の取組みとして、リチウムイオン電池の分別回収を進めていくことも考えられるのではないか。

会 長：それは分別する場合に規制が伴うことがあるからか。

A 委員：分別においては伴わないが、プラスチック製品にリチウムイオン電池が内蔵されていることが多く、市民は分からずにごみとして処理してしまう。ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別のように、リチウムイオン電池についても、市民に分別を呼びかけることはできるのではないか。

事務局：本市でも、パッカー車や施設組合においてリチウムイオン電池等が原因だと考えられる火災等が起きている。今年 2 月から市では、業界団体の J B R C という小型充電式電池を回収している団体と提携し、市の施設に回収ボックスを置き始めた。もともとは電器屋やスーパー等に置かれていたが、これからは市の施設でも回収を行い、分別の啓発を進めていきたいと考えている。

A 委員：例えばリチウムイオン電池の分別の取組みについて、計画の中に項目を一つ入れるだけでも市民は分別を意識するのではないか。

会 長：そのようなこともぜひ計画の中に入れていきたいと思う。

事務局：来年度のごみの分け方・出し方という冊子にも、乾電池等の水銀使用製品のページに小型充電式電池についても掲載している。今後も、排出状況を確認して分別の啓発を進めていきたいと考えている。

会 長：他に質問はあるか。

C 委員：私の住んでいる地域から少し離れたところに、ごみ置き場がしっかりと管理されていない集合住宅がある。通りがけると毎回ごみは分別されておらず、悪臭が漂っている。分別のルールが守られていない集合住宅等については、市でも現状を調査した上で、管理者に電話等で指導できないかと思う。

会 長：分別を徹底するためにどうしていくかということについても、計画の中に入れていきたいと思うので、今後、また提案をお願いしたい。  
他に質問はあるか。なければ議事を進める。

## 6. その他

会長から「その他」について、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料3」を用いて説明

(事務局から今後のスケジュールについて説明)

以上